

議案第 39 号

訴えの提起について

下記により訴えを提起するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 24 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹内英昭

記

1 事 件 名 工作物等収去土地明渡等請求事件

2 裁 判 所 神戸地方裁判所

3 当 事 者

原 告

三田市三輪二丁目 1 番 1 号

三 田 市

代表者 三田市長 竹内英昭

被 告

三田市高次 ●●●●

● ● ● ●

4 訴えの趣旨

都市計画道路国道線道路改良工事に当たり、隣接土地所有者に対し、買収地に残存する工作物等の収去及び当該土地の明渡し等を求める訴えを提起するもの。

## 5 訴えを提起する理由

都市計画道路国道線道路改良工事を平成23年2月から着手したところ、当該工事の施工に際し、被告から買収した三田市高次二丁目218番6、同220番2及び同291番3（以下「買収地」という。）に工作物等が残存することに加え、隣接する被告の所有地である同218番1、同220番1及び同291番1（以下「被告所有地」という。）への立入り及びその使用を拒絶されたことから、道路構造物の設置ができず、当該工事の施工に支障をきたした。

このことから、被告に対し、当初は口頭により買収地に残存する工作物等の収去及び当該土地の明渡し並びに道路構造物の設置に伴う被告所有地への立入り及びその使用を求めていたが、被告の理解が得られなかったため、引き続き3回に渡り書面（配達証明郵便）によりこれらを求めるも、被告の承諾を得ることができなかった。

しかし、当該道路は、都市計画道路として事業認可も取得していることから、事業完了を図る必要があることに加え、何よりも歩行者等の通行の安全を確保することが必要不可欠である。

したがって、原告は、被告に対し、買収地に残存する工作物等の収去及び当該土地の明渡し並びに被告所有地への立入り及びその使用を求める訴えを提起するものである。

## 6 その他

訴訟代理人、上訴その他本訴訟に関する事項は、市長に一任する。